

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介

手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(閣法第六八号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政令で定める理由により原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなすこと。

二、この法律は、公布の日から施行すること。